（大麻取締法第二十二条の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令の一部改正）

第三条　大麻取締法第二十二条の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令（平成十二年厚生省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の四の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令	大麻取締法第二十二条の五の規定により地方厚生局長及び地方厚生支局長に委任する権限を定める省令
1　大麻草の栽培の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十二条の四第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第十二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。	1　大麻取締法（以下「法」という。）第二十二条の五第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第二号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。
一　法第十三条第二項において準用する法第六条第三項に規定する権限	一　法第十六条に規定する権限
二　法第十三条第二項において準用する法第七条に規定する権限	（新設）
三　法第十七条第一項において準用する法第十一条に規定する権限	（新設）
四　法第十七条第一項において準用する法第十二条に規定する権限	（新設）
五　法第十七条第一項において準用する法第十二条の二第一項に規定する権限	（新設）
六　法第十七条第一項において準用する法第十二条の三に規定する権限	（新設）
七　法第十七条第一項において準用する法第十二条の四に規定する権限	（新設）
八　法第十七条第一項において準用する法第十二条の五第二項に規定する権限	（新設）
九　法第十三条に規定する権限	（新設）
十　法第十五条に規定する権限	（新設）
十一　法第十七条第二項に規定する権限	（新設）
十二　（略）	二　（略）
2　法第二十二条の四第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。	2　法第二十二条の五第二項の規定により、前項各号に掲げる権限は、地方厚生支局長に委任する。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第三条及び第四条関係）	**別表第一**（第三条及び第四条関係）
表一	表一
（略）　（略）	（略）　（略）
大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）	大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）
第十条第一項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の備付け	第十六条の二第一項の規定による帳簿の備付け
第十条第二項（第十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存	第十六条の二第二項の規定による帳簿の保存
（略）　（略）	（略）　（略）
表二～表四　（略）	表二～表四　（略）

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第五条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が	次の各号に掲げる法律又は政令の規定に基づく立入検査等（都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が行うことができることとされているものに限る。）の際に職員が